

途、確定決算書やその内訳明細、帳簿などを入手検討することは行っていない。
 い。
 事業実績書には「一般管理事業、福利厚生事業、計量器管理事業、調査研究事業、防犯交通対策事業、服路拡張事業」という事業名が記載されているのみで、具体的にどのような活動を実施し、効果があつたのかの記載がない。
 果は、決算の内訳と共に、具体的にどのような活動を実施したのか報告させ、その内容が目的に即して効果的に実施されているか検討する必要があると考える。

6. 奈良県森林組合連合会育成補助金 (表番号 69)

(1) 補助金の概要

| | | | |
|-------|---------------------|-------|-----|
| 交付先: | 奈良県森林組合連合会 | 所管部署: | 林政課 |
| 開始年度: | 昭和26年度 | | |
| 根拠規程: | 奈良県森林組合連合会育成補助金交付要綱 | | |

| | | | | | |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
| 補助金額 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,610 |
| うち県負担額 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,610 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,610 |

(単位:千円)

(補助金の目的)
 奈良県森林組合連合会(以下6.及び7.において「県森連」という。)の育成発展を図るため、その運営に要する経費について、補助金を交付する。
 (補助事業の概要)
 補助対象は県森連の運営費であり、補助対象経費は県森連の運営に要する経費である。補助金額は「知事が別に定める額」としており、最近は3,800千円の定額である。

(2) 意見

① 収支精算書

収支精算書上の事業費は補助金額と一致している。会議の開催費用と事務所会館警備・清掃費がその内訳であるが、これは県森連運営費における一部の金額であり、運営費総額が計上されているものではない。例えば、理事会・監事会費用の決算額は349千円、通常総会は471千円であつたが、収支精算

書上ではそれぞれ291千円、454千円と記載されていた。
 運営費総額の記載がないのは、支出の部の合計金額を補助金額3,800千円に合致するように記載されているためであることであるが、補助金額の使途の妥当性を検討できるように、運営に要した経費内容の全てが奈良県に報告される必要がある。

② 補助の目的と必要性

当補助金の対象となる会議費のうち、通常総会の支出内容を確認したところ、次のとおりであつた。

| | |
|------|---------------------|
| 開催日 | 平成14年5月24日 |
| 開催内容 | 印刷費(議案書印刷) 174,930円 |
| 支出内容 | 記念品代 296,100円 |
| | 合計 471,030円 |
| | うち、補助金充当分 454,000円 |

記念品代とは、通常総会参加者60人に対して配布した記念品の代金、とのことである。この記念品代についても補助対象経費として扱っていることは補助目的に照らして妥当とは言えない。自主財源をもって充てるべき支出内容である。そもそも県森連は果から独立した団体として設立している以上、自己努力により運営すべきものと考えられる。そして、事業内容に公益性があり、事業費が自己努力(会費収入等)で賄えない分についての補助する必要があると考える。独立した団体として運営に最低限必要な通常総会、理事会及び監事会の費用までも補助をする必要はないと考える。現在、県森連に対しては運営費補助を行っているが、補助対象はあくまでも県の施策(森林組合の広域合併)に直結する事業費とし、補助対象経費を特定することが望ましい。
 なお、財源面においては、平成14年度決算書によると、128百万円の剰余金がある。今後、県森連の財政状態も勘案し、補助金のあり方を検討することが望まれる。

7. 林材まつり開催事業補助金 (表番号 67)

(1) 補助金の概要

| | |
|-------|--------------------------|
| 交付先: | 奈良県森林組合連合会又は奈良県木材協同組合連合会 |
| | (平成14年度:奈良県森林組合連合会) |
| 開始年度: | 昭和47年度 |
| | 所管部署: 林政課 |
| 根拠規程: | 奈良県林材まつり補助金交付要綱 |

(単位：千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 2,900 | 2,900 | 2,600 | 2,600 | 2,470 |
| うち県負担額 | 2,900 | 2,900 | 2,600 | 2,600 | 2,470 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 5,969 | 5,818 | 5,638 | 5,241 | 5,638 |

(補助金の目的)

林材業の振興を図るため、県森連又は奈良県木材協同組合連合会に対し、奈良県林材まつりの開催に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助対象事業は奈良県林材まつりの開催事業であり、補助事業者は県森連又は奈良県木材協同組合連合会である。補助対象経費は奈良県林材まつりの開催に要する経費で、補助額は「経費の2分の1以内で知事が定める額」である。

林材まつりの主な行事内容は次のとおり。

| 行事の種類 | 内容 |
|------------|--------------------------------|
| 林材大会 | 功労者表彰、意見発表・要望、記念講演 約500名参加。 |
| 原産生産木工工作展 | 桜井市で開催。参加校138校、応募作品7,721点。 |
| 木工展示即売会(注) | 北和木材協同組合ほか9会場で記念市開催 |
| 木工工作体験 | 奈良市内で実施 |
| 森林体験ツアー | 川上村・吉野町を会場として3回開催。約100名参加。 |

(注) 木工工作体験は補助対象の行事としていない。

(2) 意見

① 補助対象経費の見直し

林材まつりは、林材業の振興を図ることを目的として開催している。主催者は県森連、奈良県木材協同組合連合会、奈良県林業研究グループ連絡協議会、奈良県木材青年団体連合会である。
開催資金は主催者の自主財源でまかない、自助努力により開催されることが求められる。まず、主催者側で負担すべき費用については負担し、林材業の発展に寄与すると判断された行事内容や経費など林材まつりの補助対象を限定することが望ましい。

8. 水田農業経営確立特別推進事業補助金 (表番号 14、51、56)

(1) 補助金の概要

| | | | |
|-------|--|-------|-------|
| 交付先： | 奈良県農業協同組合中央会 奈良県農業会議 奈良県農業共済組合連合会 | 所管部署： | 農業振興課 |
| 根拠規程： | 奈良県水田農業経営確立対策特別推進事業補助金交付要綱 奈良県水田農業経営確立対策特別推進事業補助金実施要領 | | |
| 開始年度： | 平成12年度 | | |

<奈良県農業協同組合中央会>

(単位：千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 17,400 | 17,400 | 17,240 | 17,240 | 15,580 |
| うち県負担額 | 16,400 | 16,400 | 16,400 | 16,400 | 14,580 |
| うち国負担額 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 840 | 1,000 |
| 事業費 | 21,548 | 20,774 | 20,750 | 20,806 | 18,734 |

<奈良県農業会議>

(単位：千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 6,930 | 6,930 | 6,930 | 6,930 | 6,584 |
| うち県負担額 | 6,930 | 6,930 | 6,930 | 6,930 | 6,584 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 6,930 | 6,930 | 6,930 | 6,930 | 6,930 |

<奈良県農業共済組合連合会>

(単位：千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 3,800 |
| うち県負担額 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 3,800 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 4,216 | 4,778 | 4,351 | 4,521 | 4,265 |

(補助金の目的)

奈良県の実態に即した水田農業経営確立対策の円滑な推進を図るため、事業に要する経費のうち、その事業実施主体である奈良県農業協同組合中央会(以下8.において「中央会」という。)、奈良県農業会議(以下8.において「農業会議」という。)、奈良県農業共済組合連合会(以下8.において「連合会」という。)に対し、補助金を交付する。

(生産調整(減反)制度の概要)

この補助金は、具体的には、生産調整、すなわち減反を達成するための補助金である。

米については、生産性の向上による単位収量の増加、食生活の変化による米離れ等により、米の生産が需要を大幅に上回っている状況である。これをそのまま放置しておくとも米価の大幅な下落を招き、稲作経営に大きな影響を及ぼすと考えられる。減反は国策で実施されてきたものであり、農家の経営安定とともに、国民の主食である米の需給均衡を崩すことなく安定供給を図る必要があるという趣旨で実施されているものである。

奈良県は平成14年度においても目標達成率95%の目標未達県である。県は生産者の理解啓蒙を図りながら行政が主体的に誘導し、農業団体との連携のもとに減反を実施する必要があると考えている。

(補助事業の概要)

要綱に記載されている補助事業の概要は次のとおりである。

| 事業名 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|------------------|--|---|
| 農業団体推進事業 | 中央会、農業会議及び連合会が、対策を円滑に推進するために行う農業団体推進事業に要する経費 | 知事が別に定める額 (平成14年度) 中央会 5,840千円 農業会議 6,990千円 連合会 4,000千円 |
| 農協水田農業経営確立対策推進事業 | 農協が行う「[とも補償事業]等、対策の推進に要する経費について、中央会が農協に当該経費を補助するために要する経費 | 知事が別に定める額 (平成14年度) 中央会 8,400千円 |
| 転作作物導入地区推進事業 | 中央会が、地域ごとに特色を活かした転作営農をモデル的に実証する実践圃設置に要する経費 | 経費の2分の1以内の額 (平成14年度) 中央会 2,000千円 |
| 米消費純増策推進事業 | 中央会及び農協が行う米消費純増策推進に要する経費 | 知事が別に定める額 (平成14年度) 中央会 1,000千円 |

(2)意見

① 補助対象の妥当性について

連合会が平成14年度の当該事業に要した経費4,521千円のうち、4,046千円は共済部長会議にかかるといった。実績報告書では次のような記載があるのみであった。

| 農業共済組合事業実績 | 回数 | 参加人員 | 会議・推進活動の内容 | 事業費 |
|------------|-----|--------|--|---------|
| 共済部長会議 | 44回 | 1,540人 | 水稲生産者目録と市町村の転作野帳との一体化を円滑に進めるため、共済部長に理解と協力を求めた。 | 4,046千円 |

<別添資料>

(単位：千円)

| 組合等名 | 事業費総額 | 左の内訳 | | |
|------|-------|-------|-----|-------|
| | | 会議費 | 事務費 | 印刷費等 |
| A | 1,095 | 316 | 243 | 536 |
| B | 620 | 210 | 74 | 336 |
| C | 411 | 298 | 113 | - |
| D | 509 | 265 | 60 | 184 |
| E | 547 | 261 | 56 | 230 |
| F | 440 | 102 | 72 | 266 |
| G | 379 | 301 | 14 | 64 |
| H | 46 | - | 30 | 16 |
| I | 4,046 | 1,754 | 661 | 1,632 |

これらの記載だけでは、支出内容の妥当性につき判断できないことから、各組合のうち「A組合」と「G組合」について、実績報告書を閲覧した。

1) A組合について

添付されていた平成15年1月21日実施の共済部長会議協議事項を閲覧したところ、次のようになっていた。

| 共済部長会議協議事項 |
|--|
| (1) 平成14年度産水稲共済金の支払及び損害防止費の確定について |
| (2) 平成15年度産稲作物(米)共済の引受状況について |
| (3) 平成14年度農芸施設(ハハウス)共済の引受見込みについて |
| (4) 平成14年度家畜共済(かき)組合当初評価高報告について |
| (5) 平成14年度産果樹共済(かき)組合当初評価高報告の開催予定計画及び共済金支払状況について |
| (7) 平成17年度建物セプト旅行の実施について |
| (8) その他 |

確かに、配布資料には水田農業経営確立対策における助成金概要などの資料も存在した。しかし、会議の内容は共済事業に関することが主体である。

2) G組合について

添付されていた平成15年1月実施の共済部長会議協議事項を閲覧したところ、次のようになっていた。

- 共済部長会議議題
1. 開会
 2. 挨拶
 3. 協議事項
 - ①平成14年度産水桶共済金について
 - ②平成14年度水稲相管防虫（農薬等一部助成）事業実績について
 - ③平成14年度産果樹（柿）共済組合当初評価高案について
 - ④平成14年度各事業実施概要について
 - ⑤平成14年度建物共済推進について
 - ⑥その他
 4. 閉会

こちらにも、配布資料には水田農業経営確立対策における助成金概要などの資料も存在した。しかし、Aと同様、会議の内容は共済に関することが主体である。

以上のように、生産調整に関する内容が中心ではない会議については、補助対象として妥当とはいえず、補助対象経費を見直す必要があると考える。また、A組合においては、粗品（ゴム手袋）代221千円（@141円×1570人）が支出されていた。この配付対象者は無償で活動している者であるとの説明を受けた。しかしながら、減反目標達成に直結する支出とは考えがたいことから、補助対象経費として見直しの必要があると考える。

9. 奈良県畜産振興事業補助金（表番号57）

(1) 補助金の概要

| | |
|------------------------|-----------|
| 交付先： 社団法人奈良県畜産会 | 所管部署： 畜産課 |
| 開始年度： 昭和56年度 | |
| 根拠規程： 奈良県畜産振興事業補助金交付要綱 | |

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 300 | 300 | 300 | 300 | 285 |
| うち県負担額 | 300 | 300 | 300 | 300 | 285 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 1,145 | 711 | 654 | 650 | 623 |

(単位：千円)

(補助金の目的)
奈良県畜産の振興を図るため、畜産関係団体に対し、畜産関係団体が行う事業に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

社団法人奈良県畜産会（以下9.において「畜産会」という。）は、畜産関係団体のひとつとして補助の対象とされている。
畜産会への補助対象となる事業及び経費は、1) 畜産経営実態調査費、2) 経営情報の提供費、3) 馬事畜産振興費、4) 簡易診断普及啓発費である。
補助金額は、要綱上は「予算の範囲内で知事が定める額」としているが、実際の補助金額は補助開始年度から300千円で一定額である。

(2) 意見

① 補助対象事業の見直し及び実績報告書と総会提出収支計算書等との整合性確保
畜産会の平成14年度実績報告書によると、補助事業の実績概要及び収支決算書は(A表)のとおりである。また、畜産会の総会提出収支計算書は(B表)のとおりであり、両者は整合していない。

(A表) 実績報告書の事業概要及び収支決算書

| 事業区分 | 事業の内容 | 事業費 | 左の内容 | |
|--------------|--|---------|---------|---------|
| | | | 県費 | 団体負担金 |
| 1 畜産経営実態調査費 | 先進的な低コスト生産技術、経営合理化技術等を実践する畜産経営の実態調査を実施（略経経各2戸）。 | 169,641 | | |
| 2 馬事畜産振興費 | 近畿プロダクツ畜産会での検討会、県内畜産関係団体での検討会、地方競馬場におけるレベルアップの奨励及び馬の関わる伝承行事の保存推進を支援。 | 180,126 | | |
| 3 担い手集中支援啓発費 | 畜産の主要な担い手に対して支援するための支援体制の整備及びデータの収集・提供、畜産農家に対して普及・啓蒙の実施、具体的には、県内で畜産関係会議出席83回、中央畜産会の会議に参加1回 | 300,620 | | |
| 合計 | | 650,387 | 300,000 | 350,387 |

(単位：円)

(B表) 畜産会の総会提出の収支計算書

| 中科目 | 収入の部 | | 支出の部 | |
|---------------------------|---------|---|---------|---------|
| | 決算額 | 大科目 | 中科目 | 決算額 |
| a ○団体事業 △団体事務 受託金収入 | 169,641 | 生産経営技術普及事業費 馬事畜産振興推進事業費 畜産経営技術指導事業費 | 169,641 | 169,641 |
| b △団体事務 受託金収入 | 180,000 | 生産経営技術普及事業費 馬事畜産振興推進事業費 畜産経営技術指導事業費 | 180,126 | 180,126 |
| c 県補助金 | 300,000 | 補助事業費 | 300,620 | 300,620 |
| 合計 | 649,641 | 合計 | 650,387 | 650,387 |

(単位：円)

(A表) 実績報告書の1及び2の事業は、(B表) 畜産会の総会提出の収支計算書では、他団体からの受託事業 (a及びb)、(A表) 3の事業は (B表) では「畜産経営技術指導事業補助金収入300千円」と「同事業費300.6千円」と記載されているが、事業報告書に事業内容の記載はない。なお、(A表)の「担い手集中支援啓発費」の事業内容は、補助要綱上の対象事業2) 経営情報の提供費、4) 簡易診断普及啓発費に該当することである。

「補助対象事業は畜産会がコンサルtant事業をするうえで重要事業と考えその必要経費について支援している、そして、実績報告書ではこれら事業を支援していることを記載したもので、畜産会の収支計算書では「畜産経営技術指導事業」で処理している」との説明を受けた。

(A表) 実績報告書と (B表) 畜産会の総会提出収支計算書との記載内容が食い違っているため、今後は、両者の記載に整合性を果たせる必要があること、及び総会提出事業報告書にも補助事業として実施した事業内容の記載が必要である。

また、他団体からの受託事業についても、県の説明では補助金は現在充当されていないものの、補助対象としている。しかし、畜産会独自で事業を実施しないのであれば、今後、補助対象範囲として助成することについては見直すべきである。

A-3 事業全体から補助金のあり方を検討することが望ましいもの

10. 財団法人奈良県食肉公社運営補助金 (表番号 16)

(1) 補助金の概要

| | |
|------------------------------|-----------|
| 交付先： 財団法人奈良県食肉公社 | 所管部署： 畜産課 |
| 開始年度： 平成2年度 | |
| 根拠規程： 財団法人奈良県食肉公社運営事業補助金交付要綱 | |

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 256,365 | 392,563 | 232,430 | 232,061 | 210,810 |
| うち果負担額 | 256,365 | 392,563 | 232,430 | 232,061 | 210,810 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 300,447 | 462,753 | 273,503 | 282,192 | 251,248 |

(注) 平成13年度補助金額及び事業費には、小動物のと畜解体施設改良費等設備費172,247千円が含まれているため、金額が大きくなっている。

(補助金の目的)

奈良県食肉流通センター(以下10.において「食肉流通センター」という。)の円滑な運営を図るため、財団法人奈良県食肉公社(以下10.において「食肉公社」という。)に対し、食肉公社が行う食肉流通センターにおける事業に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助金の交付の対象となる事業は、食肉流通センターの運営事業である。

補助対象経費は、食肉公社に係る人件費及び食肉流通センターの運営に要する経費とし、予算の範囲内で知事が定めるとしている。実際の補助額は、その年度の収支不足額である。

平成14年度は、補助金以外の収入額50,131千円、支出総額282,192千円であり収支不足額232,061千円が補助金額として算定されている。

(食肉公社の概要)

食肉公社は、昭和61年3月に奈良県、県内47市町村及び畜産振興事業団(現農畜産業振興事業団)の出捐により設立された民法54条に基づく公益法人である。出捐総額は1,177百万円、奈良県の出捐額は750百万円で出捐比率は63.7%である。

食肉公社の寄附行為に記載されている事業は、「と畜場の設置及び管理運営に関する事業」「食肉市場の開設及び管理運営に関する事業」「治水、環境対策に関する事業」「その他公社の目的を達成するために必要な事業」である。

食肉公社が管理運営する食肉流通センターは、平成2年12月に畜産振興事業団補助金、市町村負担金及び食肉公社の借入金の合計4,319百万円で建設され、食肉公社借入金の償還費用(返済元本及び支払利息、平成13年度で償還済み)は支払時に全額奈良県が補助してきた。

平成14年度の常勤役員は11名で、そのうち奈良県からの派遣は役員1名と職員7名である。

(食肉流通センターの概要)

食肉流通センターは、畜産解体処理施設、冷蔵保管施設及び卸売市場施設の3つの機能を持つ食肉流通施設である。1日当たり処理能力は、大動物(牛・馬)50頭、小動物(豚)170頭、また冷却・冷蔵能力は既換算で920頭である。所在地は、大和郡山市丹後庄町。なお、と畜解体、冷蔵保管、卸売市場の運営は、後述の奈良県食肉株式会社(以下10.において「卸売会社」という。)が食肉公社から施設を借り受けてその業として行っている。

(2) 意見

① 食肉公社の決算報告書について
要綱において、完了実績報告として、「事業実績報告書」及び「収支決算書」の提出を求めている。また、業務の内容把握及び実績の正確性についての確認のため、収支決算書の内訳書、及び食肉公社において理事会承認を受けた業務報告書（事業報告書及び計算書類）を入手している。これら書類入手手続きに関して、問題点はない。

しかし、平成14年度の業務報告書に含まれる計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）を閲覧したところ、各計算書類間に不整合が生じていた。その原因を調査したところ、次のような問題点が発見された。

- 1 収支計算書の短期借入金収入 20,000 千円の記載が現れている。
- 2 資金残高の記載が正しくない。
- 3 資金収支計算書の「次期繰越収支差額」と貸借対照表の資金項目（短期借入金を除く短期債権債務）の合計額は一致する必要があるが 20,227 千円の差がある。差の主な原因は上記1に記載のとおりである。
- 4 正味財産増減計算書の様式が正しくない。
- 5 当該計算書に記載すべき「当期収支差額」及び「期末正味財産合計額」が記載されていない。収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表はそれぞれ関連しているが、正味財産増減計算書の様式が正しくないため、計算書類相互間の関連性が保たれていない。
- 6 貸借対照表に定期預金 100,000 千円、短期借入金 100,000 千円の記載が現れている。
- 7 財産目録は、資産及び負債の明細を列記するものであるが、金額の総額の記載のみで明細の記載がほとんどない。

法人の決算報告は正しく行うべきであり、特に食肉公社は奈良県の出資法人であることから、決算報告の正確性・透明性には特に注意が必要である。

② 食肉流通センター関連補助金の見直し
奈良県は、食肉公社に対して運営費補助金を交付しているほか、食肉流通センターに関連して他にも補助金を支出している。
平成14年度の補助金等の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

| 交付先 | 内 容 | 補助金額 |
|--------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 1 食肉公社 | 食肉流通センター運営費の収支差額相当額 | 232,061 (A) |
| 2 卸売会社 | と畜解体に係る人件費 | 250,175 (B) |
| | 冷蔵庫施設使用料 | 15,977 (C) |
| 補助金合計 | 出荷奨励金・完納奨励金 ・牛に対する額 ・豚に対する額 | 17,100 (D) 2,816 (E) |
| | 計 | 286,068 |
| 食肉流通センター設備減価償却費(注) | | 518,129 |
| 奈良県の費用負担合計 | | 100,970 (F) |
| 奈良県の費用負担合計 | | 619,099 |

(注) 食肉流通センター設備取得資金の大部分は食肉公社の借入金であるが、その借入金返済資金を県が全額補助している。ここでは、設備に係る補助金の平成14年度対応分として、設備の年間減価償却費を補助金相当額とした。なお、減価償却費の計算は、耐用年数を建物33年、設備15年とし、残存価額をゼロとした定額法により行っている。

また、食肉流通センターに出荷する牛（豚）一頭当たりの補助金額の試算は次のとおりである。

| ① 主にと畜に対する補助金 | 補助金額 | 処理頭数 | 一頭当たり補助金額 |
|---------------------------|----------------------------|--------|-----------|
| <牛> (A) + (B) + (C) + (F) | 4,669 (千円) + 7,190 (豚) / 6 | 5,867頭 | 102.1千円 |
| <豚> 牛の1/6とする。 | 7,190頭 | 7,190頭 | 17.0千円 |
| ② 市場への上場に対する補助金 | 補助金額 | 処理頭数 | 一頭当たり補助金額 |
| <牛> (D) | 17,100千円 | 3,481頭 | 4.9千円 |
| <豚> (E) | 2,816千円 | 5,122頭 | 0.5千円 |
| ③ と畜及び上場に対する補助金 (=①+②) | | | 一頭当たり補助金額 |
| <牛> ① + ② | | | 107.0千円 |
| <豚> ① + ② | | | 17.5千円 |

ここでは、食肉流通センターに関連する補助金全体について検討を行った。

(A) 検討1：食肉流通センター管理・運営のための費用の内容
補助金の対象となっている食肉流通センターの管理・運営経費の内容について検討を行った。

平成14年度食肉公社の収支計算書概要 (単位：千円)

| 平成14年度食肉公社の収支計算書概要 | | (単位：千円) | | |
|--------------------|---------|---------|---------|--------|
| | 金額 | 比率 | 金額 | 比率 |
| <収入> | | | | |
| 基本財産収入 | 58 | 0.0% | 166,699 | 59.1% |
| 施設使用料等収入 | 37,409 | 13.3% | 104,596 | 37.1% |
| 県からの補助金 | 232,061 | 82.2% | 115,468 | 40.9% |
| 県以外からの補助金 | 10,890 | 3.9% | 88,040 | 31.2% |
| 雑収入 | 1,774 | 0.6% | 58 | 0.0% |
| 当期収支差額 | 34 | 0.0% | 計 | 計 |
| 計 | 282,226 | 100.0% | 282,226 | 100.0% |

(注)借入金収支及び貸付金収支は除外している。

また、卸売会社（と畜部門）の平成14年度の収支計算の概要としては、収入は県からの補助金266,152千円が収入総額の約86%を占め、一方支出は人件費が支出総額の91%、施設利用費が約6%であり、収支差額は若干の支出超過である。

収入は概ねと畜数量に比例するため、収入増加のためにはと畜頭数の増加が必要である。しかし、支出を現状のままとして食肉公社及び卸売会社（と畜部門）両方合わせて補助金が不要となるには、現在の数倍のと畜頭数が必要である。なお、と畜料については、県外市場との競争関係で大きな直上げはできない状況にある。

一方、支出の大きなウエイトを占める人件費については、効率的な人員配置については毎年見直しを実施しており、施設維持管理の委託料についても、競争原理を利用して削減するよう努めているとのことであるが、なお一層の合理化策についての県の指導が期待される。

(B)検討2：稼働率

食肉流通センターの開設（平成2年12月）から平成14年度までのと畜処理頭数の推移は次のとおりである。

| <牛（馬を含む）と畜頭数> | | (単位：頭数) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 平成2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | | | | | | | |
| 2,064 | 6,097 | 5,717 | 6,796 | 6,744 | 6,405 | 6,006 | 5,180 | 4,351 | 4,280 | 4,001 | 3,259 | 4,669 | | | | | | | |
| <豚（ブタを含む）と畜頭数> | | (単位：頭数) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | | | | | | | |
| 3,774 | 15,784 | 18,906 | 19,013 | 20,651 | 14,529 | 12,167 | 10,652 | 11,689 | 10,685 | 8,760 | 6,650 | 7,190 | | | | | | | |

年間処理頭数は、平成5年度から6年度をピークとして以後減少傾向にあり、平成14年度の処理頭数は過去最高頭数年度に対して牛が約69%（対平成5年度）、豚が約35%（対平成6年度）となっている。

と畜場の1日当たり処理能力は牛50頭、豚170頭である。年間稼働日数240日として計算すると稼働率は次のとおりである。

| | 年間処理能力 | ピーク時稼働率 | 平成14年度稼働率 |
|---|---------|-------------|-----------|
| 牛 | 12,000頭 | 平成5年度 56.6% | 38.9% |
| 豚 | 40,800頭 | 平成6年度 50.6% | 17.6% |

豚の処理量は、ピーク時から相当減少している。これは、豚の生産そのものの減少と、条件の良い他市場への出荷の増加によるものと、県では分折している。牛においても同様であり、近隣他市場の方が取扱頭数も多く販売価格で優位と考えられている。また生産場所によっては他市場の方が交通の便が良い場合があり、食肉流通センターは、規模の面、地理条件において必ずしも県内産にとって優位性を保っていると言えないようである。

食肉流通センター開設に当たっては、将来のと畜処理量計画及び収支計画があったと思われるが、現状においては上表でわかるように処理数はピーク時において稼働率は5割強程度である。また、稼働率のピーク時は経費のかさむ県外産牛を導入していたが、その後、安定的な経営を図る面から県内産牛を中心とする方針に変更し処理量を減少させたため、ピーク時より稼働率が下がっている。このように、設備の規模に対して業務量が少なく（稼働率が低く）、県の補助が継続されている。

平成2年12月の食肉流通センター開設からすでに13年が経過しており、主要設備の更新時期も近づいている。奈良県の補助の目的は、食肉流通センターの運営だけでなく、県民への安心安全な食肉の安定的な供給、食肉業界の振興等にあるものと考えられ、県としては、それらのことを前提として、食肉流通センター関連補助金のあり方を考えていく必要がある。

A-4 補助団体の財政状態を勘案して補助金の見直しを望ましいもの
11. 農業共済団体等事務費補助金 (表番号 6)

(1) 補助金の概要

| | | | |
|-------|-------------------------|-------|-------|
| 交付先: | 奈良県農業共済組合連合会 | 所管部署: | 農業経営課 |
| 開始年度: | 昭和56年度 | | |
| 根拠規程: | 奈良県農業共済団体等基盤強化事業補助金交付要綱 | | |

(単位:千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 補助金額 | 86,712 | 83,086 | 81,366 | 81,609 | 81,730 |
| うち果負担額 | 12,800 | 12,800 | 11,300 | 11,300 | 10,625 |
| うち国負担額 | 73,912 | 70,286 | 70,066 | 70,309 | 71,105 |
| 事業費 | 132,674 | 129,895 | 141,294 | 141,117 | 151,384 |

(補助金の目的)

農業災害補償法(昭和22年法律第185号)、(以下11.において、「農災法」という。)に基づき農業共済事業を円滑に推進するため、奈良県農業共済組合連合会(以下11.において「連合会」という。)に対して、農業共済事業に関する事務の執行に要する経費について補助金を交付する。

(補助事業の概要)

要綱によると補助対象経費及び補助金額は次のとおり。

| 補助対象経費 | 補助額 |
|--|---|
| 農業共済事業事務費補助金 連合会事務費 連合会が農災法に基づいて行う保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する経費(7人件費、1旅費、ウ庁費、エ委員手当等) これらの経費はすべて業務勘定にて処理される経費である。 庁費の内訳は、事務費、業務費、施設費、損害評価費である。 地域対応強化研究費 連合会が効果的に農業共済地域対応強化総合対策事業を全組合等に実施させるために要する経費(7旅費、1事務費、ウ業務費、エ普及推進費) | 定額 (平成14年度) 果負担額 9,800千円 国負担額 70,309千円 果負担額 1,500千円 国負担額 一千円 |

(連合会の概要)

連合会は、農災法に基づき、農家と国が掛金を出し合って共同の財源を準備し、災害が発生した際、共済金の支払いにより農業経営の安定を図る相互扶助を基本とした制度(公的保険制度)を事業展開している農業団体である。

(連合会が実施する共済事業の概要)

| 事業種類 | 概要 |
|---|--|
| 農作物共済 家畜共済 果樹共済 畑作物共済 園芸施設共済 (以下11.において「農作物共済等」という。) | <ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金について一部国庫負担。 ・共済金額については各農業共済組合、連合会、政府の責任分担が実施され、共済金の支払いに支障が生じないようになっている。 ・農作物共済については、一定規模以上の農家について強制加入とされている。 |
| 任意共済 | <ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金についての国庫負担なし。 ・共済金額についても、連合会、全国共済農業協同組合連合会限りで責任を負う。(ただし、農機具については連合会限り。) ・建物共済と農機具共済が実施されており、建物共済が大部分を占めている。(一般の保険会社や農業協同組合でも実施されている内容とはほぼ同じものである) ・自主的共済事業である。連合会の事業収入の52%を占めている。 |

(注)1. 各共済事業の財務概況は次のとおり。

| 損益計算書の要約 | 単位:千円 | | | 貸借対照表の要約 | | | 単位:千円 | | |
|----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| | 前年度 | 任意共済 | 業務勘定 | 総計 | 前年度 | 任意共済 | 業務勘定 | 総計 | |
| 利益 | 554,654 | 594,216 | 680,175 | 1,829,045 | 1,108,030 | 1,797,133 | 3,741,746 | 6,646,910 | |
| 損失 | 490,016 | 494,100 | 680,175 | 1,664,291 | 103,334 | 229,911 | 3,741,746 | 4,065,981 | |
| 当期剰余金 | 74,638 | 100,116 | 0 | 174,754 | 1,004,696 | 1,567,222 | 0 | 2,580,929 | |

(注)2. 農作物共済等、任意共済における当期剰余金は純財産として積み立てる必要があるとされる。また、業務勘定の収支は同額とすることが原則であるが、実質的には当期剰余金としての性格をもつものである。これは翌事業年度において、業務経費に充てるため「前期繰越業務剰余金」として利益に計上される。

(2) 意見

① 補助金の必要性について

(A) 奈良県の説明

農業共済団体等事務費補助金のうち、農業共済事業事務費補助金についての果負担額は、昭和63年度より毎年度9,800千円と同額で支出され続けている。

この農業共済事業事務費補助金の必要性について、県より次のような説明を受けた。

国庫が、農災法第14条に基づき、農業共済団体等の事務に対し補助する

経費は、農業共済団体等がその公共的使命を全うするために国が補助に値すると勘案する経費であり、国庫補助の対象となる経費の削減を余儀なくされるとサービスの低下をきたすことになる。一方、国庫補助の対象となる経費を維持すべく、自主財源である事務費賦課金の増額を図ると農家負担の増をもたらすことになる。県としては、昨今の国庫補助たる事務費負担金の減少の中で、サービスの低下をきたさず農業者を保護するために助成を行う。

(B) 検討

(a) 総論

連合会といった農業共済団体は農家の共済を目的として設立されたそれぞれ独立した団体であることから、団体の運営はまず自主財源でまかなうのが原則であると考えられる。

したがって、国庫補助対象となっている経費につき全額国庫補助が実施されていないとしても、団体が自主財源でまかなうことが可能であるならば、さらなる上乘せ補助を果が実施する必要はないと考える。

(b) 検討

平成14年度につき、連合会の決算書(貸借対照表、損益計算書、業務勘定関係の業務収支明細)を入手して検討を行ったところ、次のとおりであった。

業務収支明細(支出)によると、7,148千円の繰延業務残金繰入がある。これは、一会計期間における活動の結果生じた収支残額である。収支残額の発生は、保険事故が少なく事務量が少なくすんだことや、連合会の経費節減といった経営努力の賜物である。

さらに、更新引当金繰入につき3,000千円、組織整備準備金繰入につき3,000千円、事務機械化整備準備金繰入につき3,000千円のそれぞれ予算超過繰入を実施している。

引当金・準備金の予算超過繰入は、当初計画より余剰が多く生じたことから実施可能になったものである。

これら収支残額と予算超過繰入額の合計は、16,148千円で、補助金額9,800千円を上回っている。(下記表参照)

【業務収支明細(支出)より】

(単位：千円)

| | 予算額 | 決算額 | 差額 |
|--------------|-------|-------|--------|
| 更新引当金繰入 | 2,000 | 5,000 | 3,000 |
| 組織整備準備金繰入 | 2,000 | 5,000 | 3,000 |
| 事務機械化整備準備金繰入 | 2,000 | 5,000 | 3,000 |
| 繰延業務残金繰入 | 0 | 7,148 | 7,148 |
| 合計 | | | 16,148 |

さらに、業務勘定において、他に余剰を留保蓄積した性格を持つ引当金等の計上も相当額あり、過去から着実に余剰を蓄積してきたものと考えられる。(下記表参照)

【貸借対照表 業務勘定における固定負債の内訳】

(単位：千円)

| | | | |
|--------------|-----------|---|-------------------------------|
| 退職給与引当金 | 307,760 | ◎ | ◎ 余剰蓄積の性格の濃い引当金等 計 842,568 |
| 建設引当金 | 245,152 | ◎ | |
| 修繕引当金 | 166,129 | ◎ | |
| 更新引当金 | 65,863 | ◎ | |
| 基本財産積立金 | 353,593 | | |
| 組合拠出金 | 17,963 | | |
| 教育研修基金 | 160,000 | ◎ | |
| 組織整備準備金 | 101,650 | ◎ | |
| 事務機械化整備準備金 | 103,774 | ◎ | |
| 退職給与金施設福祉借入金 | 2,431 | | |
| 合計 | 1,524,288 | | |

以上より、県の補助金がなくとも、自主財源にて事務費を負担できる資力があつたと考えられることから、農家に対するサービスの低下に直接結びつかないと考ええる。

(C) 結論

以上より、平成14年度の連合会の決算書を分析する限りにおいては、農業共済事業事務費補助金の県負担額(9,800千円)は必ずしも必要ではなかつたと考ええる。

県は連合会の過去からの財政状態の推移及び中長期的な運営目標をも考慮した具体的、客観的な分析を実施したうえで、今後、補助金の必要性を含めた補助のあり方を見直す必要があると考ええる。

【B 補助基準の見直しに関する意見】

12. 銘柄肉畜流通促進緊急対策事業補助金（表番号15）

(1) 補助金の概要

| | | | |
|-------|-----------------------|-------|-----|
| 交付先： | 奈良県畜産農業協同組合連合会 | 所管部署： | 畜産課 |
| 開始年度： | 平成4年度 | | |
| 根拠規程： | 銘柄肉畜流通促進緊急対策事業補助金交付要綱 | | |

(単位：千円)

| | | | | | |
|--------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
| 補助金額 | 83,766 | 64,515 | 74,465 | 72,017 | 68,449 |
| うち県負担額 | 83,766 | 64,515 | 74,465 | 72,017 | 68,449 |
| うち国負担額 | — | — | — | — | — |
| 事業費 | 89,266 | 70,055 | 79,965 | 77,555 | 73,674 |

(補助金の目的)

奈良県食肉流通センター（以下12.において「食肉流通センター」という。）への肉畜の安定的、持続的な流通を図り、もって生産者の経営の安定及び食肉流通センターの円滑な運営に資するため、奈良県畜産農業協同組合連合会（以下12.において「畜産連合会」という。）に対して、県内産肉畜出荷対策事業及び肉畜出荷調整指導事業に要する経費について補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助事業の概要は次のとおりである。

① 県内産肉畜出荷対策事業

当該補助は、畜産連合会に交付され、畜産連合会から牛又は豚を出荷した農家に交付される。

(A) 県内産牛出荷定着化事業：

下記(B)以外で一定の格付等級以上の牛を食肉流通センターへ出荷した場合の1頭当たり経費の補助。

| | | | | | |
|------|------|--------|----------|----------|-------|
| 肉専用種 | 出荷頭数 | 0～112頭 | 113～225頭 | 226～338頭 | 339頭～ |
| 交雑種 | 補助額 | 0千円 | 10千円 | 16千円 | 26千円 |
| 交雑種 | 出荷頭数 | 0～209頭 | 210～418頭 | 419～627頭 | 628頭～ |
| 乳用種 | 補助額 | 0千円 | 6千円 | 10千円 | 16千円 |
| 乳用種 | 出荷頭数 | 0～42頭 | 43～85頭 | 86～128頭 | 129頭～ |
| 乳用種 | 補助額 | 0千円 | 4千円 | 6千円 | 10千円 |

(B) 県内産牛出荷基盤強化事業：

県内で1年以上肥育された牛であることを条件とし、一定の格付等級以上の牛を食肉流通センターへ出荷した場合の1頭当たりの経費の補助。

((A)に比べ、1頭当たりの補助額が高い。)

| | | | | | |
|------|------|--------|----------|----------|-------|
| 肉専用種 | 出荷頭数 | 0～157頭 | 158～315頭 | 316～473頭 | 474頭～ |
| 交雑種 | 補助額 | 0千円 | 29千円 | 41千円 | 70千円 |
| 交雑種 | 出荷頭数 | 0～135頭 | 136～270頭 | 271～405頭 | 406頭～ |
| 乳用種 | 補助額 | 0千円 | 18千円 | 30千円 | 48千円 |
| 乳用種 | 出荷頭数 | 0～15頭 | 16～30頭 | 31～45頭 | 46頭～ |
| 乳用種 | 補助額 | 0千円 | 15千円 | 25千円 | 35千円 |

(C) 特産銘柄肉畜出荷奨励事業：

(A)及び(B)のうち、より高い一定格付以上の牛を食肉流通センターへ出荷した場合の補助で、(A)又は(B)に上乘せされる。補助額は格付等級により1頭当たり3千円から10千円までである。

(D) 集荷対策：

食肉流通センターへ牛を出荷した場合の輸送経費の一部に対しての補助（1頭当たり2,500円）

(E) 肉豚集出荷促進事業

- ・肉豚集出荷促進事業：格付等級「中」以上の肉豚を目標頭数食肉流通センターへ出荷した場合に、1頭当たり550円を補助
- ・肉豚資質向上対策事業：格付等級「中」以上の肉豚を目標頭数を超えて出荷した場合に超えた頭数につき、1頭当たり1,100円を補助

② 肉畜出荷調整指導事業

畜産連合会が、上記事業を推進するために係る経費を補助。補助額は予算で定める額としており、平成14年度は5,500千円である。

(2) 意見

① 補助目的達成に資する補助基準の設定について

牛に関する補助金は、上記(1)（補助事業の概要）①(A)から(D)である。このうち、(A)及び(B)は高格付の牛確保のための補助で、県内での肥育期間により区分し、県内肥育1年以上を対象とする(B)の補助額を高く設定している。(C)はさらにより高い格付牛に対する上乘せ補助である。また、(D)